

◆マイナンバーの利用目的

番号法により、共済組合では、マイナンバーを主に次の事務に利用します。

- ・厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- ・地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

マイナンバーを利用した情報連携の運用開始時期（予定）

短期給付及び福祉事業関係	2018年7月
長期給付関係	日本年金機構と同時期

※ 日本年金機構における運用開始時期が現時点で未定

マイナンバーを利用して行う主な事務（予定）

短期給付及び福祉事業関係	<ul style="list-style-type: none">・医療費等の短期給付の決定、支給、相談に関する事務・貯金事業における障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に関する事務 など
長期給付関係	<ul style="list-style-type: none">・年金等給付の決定、支給、相談に関する事務・年金等給付に係る源泉徴収票等作成事務 など